

26年度事業計画

I 基本方針

くすの木園は、平成21年度より「障害者自立支援法」に基づき、新体系に移行し、大きな変化の中で定着したやに思われましたが平成25年4月1日から法律が新たに「障害者総合支援法」として改正され施行されました。

この改正における障害者の支援対象と計画は、「障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無により隔てられることなく身近な場所において共生する社会を実現するため社会参加の機会が確保されるよう総合的かつ計画的に行う。」ことが求められております。

しかし、今年度は、当法人に直接影響を与える法律の改正が目白押しで①障害者程度区分を障害者支援区分への変更②共同生活介護の共同生活援助への一本化③地域移行支援の対象の拡大④消費税率の引き上げと報酬改定⑤新会計への移行が予定されております。

その他の大きな事業としましては、宗像市から指定を受けた特定相談支援事業は3年目を迎え、利用者にとって生涯基礎プランともなるサービス等利用計画書の作成が他の事業所へ通所・入所する者から短期間でのプラン作成を求められています。

この事業での報酬単価は、低額で当法人にとっては人的・物的な負担は重いが施設職員の力量アップと法人の設立等の経緯と実績から地域福祉の貢献と向上を図るための事業と位置づけ未来に向けた先行投資と考え取り組みます。

また、築30年を経過した当法人の施設は、老朽化の進行がこれまでの施設整備事業計画では対処しにくい現状にあります。

昨年は、本館の大改修を終え今年度は、第2段階として築18年を経過している作業棟の屋根と壁面塗装や椎茸作業棟の全部を建て替えこれを機に名称も「自主製品製造作業棟」として生まれ変わり新たな授産製品の開発に積極的に取り組みます。

これらの財源は、自主財源で賄いその予定財源は前年度の繰越金と今年度の収支資金で対処したいと考えておりますが不足額が生じた時は預貯金の取り崩しで処理し国債・県債権には手を付けることのないよう経費の節減に努めます。

それと保護者からの要望が強かった「くすくすホーム」の改装と増築は、すでに完工できていますが職員配置の充実やサービス内容の充実等を図り利用者や保護者の希望に沿えるよう新たな視点で見直します。

福祉事業は、人件費の占める割合の大きい事業です。この視点を見逃さず長期展望に立って取り組みます。

これらの諸課題に迅速かつ適格に対処することは勿論ですが、当法人の特色を生かしながら利用者へ充実したサービスを提供することに主眼を置き法人運営の効率化を図るとともに各種の諸情勢に適宜適格に対処できるかが喫緊の最重要課題と考えます。

上記で述べ掲げたこれらの諸課題等を分析するとともに事業計画を確実に実行するため、当法人では常に健全な施設運営を旨とし、施設での諸問題の整理及び事業の費用対効果の面にも配慮しつつ、全ての事案に迅速な対応を行い特に、利用者の確保を最重要視して取り組みます。

その他、当施設の衛生管理と環境の充実を図り生産商品の改良、加工、次世代を見通す商品の開発及び販路の拡大や授産事業の精度アップと納期の短縮等で業者の信頼を確立しながら新たな施設の建て替えと併せた新授産事業にも挑戦し工賃のアップに繋がります。

宗像市、福津市、各特別支援学校、市内の大学及び関係機関との連携と情報交換に努め、利用者の増員とサービスの質の向上を目指します。

そのためには、まず職員の福祉専門職としての意識改革と業務に対する遂行能力の向上を図りながら昨年改修になった執務室や会議室等を活用するとともに幅の広い実践研修と応用研修に取り組み職員の資質の向上に努めます。

また、保健師や作業療法士を活用した利用者への生活習慣病の予防・助言・指導や機能回復訓練等の効果も具体的に表われており更なる目標を掲げその効果を確実に担保します。

以上のような基本方針や諸課題を踏まえ、平成26年度においては、①日常生活に適したサービスの提供、②就労に必要な知識や能力の向上及び施設外実習の確保、③報酬の確保、④安定的な仕事の確保、⑤利用者の確保の5つを常に意識し掲げ、利用者、事業者及び職員の視点から施設運営の安定化と健全な経営を目指し以下の事業計画を進めます。

また、本年度は当園開設30周年の節目に当たるため秋季に記念の事業を行うことといたします。

II 法人の運営

1、評議員会・理事会について

法人の諮問機関であります評議員会及び法人の最高意思決定機関である理事会を定款の定めに従い定期的に年2回（3月・5月）開催します。また、必要に応じて適宜開催します。

2、監事監査について

定款第11条に基づき、理事の業務の執行の状況及び法人の財産等の状況について定期監査を実施し、その他必要と認めるときは随時監査を行い、その結果を評議員会・理事会等に報告します。

新会計基準の早期定着を図るため経理規程の確立のため新たな視点で指導・助言をします。

また、市へ権限が移管された指導監査に立会をするなど、監事機能の向上を図ります。

3、障害者総合支援法による事業サービスの充実について

障害者総合支援法による新たな支援事業の内容を早期に情報収集し確実に検証し、課題が生じた場合はその対応を迅速に行い、充実した施設運営に取り組みます。

4、経営基盤の強化について

福祉サービス事業者としての倫理観の醸成、社会福祉法人としての法令の遵守、公益性、施設経営における効率性等について、近年の経済情勢の悪化に対応するため、経営基盤の強化を図るとともに、財務の健全化を図り、将来必要となる資金需要にも計画的に備えてまいります。

当法人の経営の基盤といえる障害支援区分の変更による収入については、内示すら行われておりません。くすくすホームの一元化に伴う収支の目途も人員配置の基準と運営方法によっては大きな差が出てくるものと予想され各方面からの情報を収集し確実な収支を見極めたいと考えます。

したがって、これからも更なる健全な施設運営を図るため、事業の費用対効果面に配慮をしつつ利用者のサービス低下にならないよう、事業の見直しに着手し、経費節減につなげ効率的な予算執行を図ります。また、施設も改修され増加対策に繋がるような当法人の特徴ある施策に取り組みます。

なお、施設整備の集大成ともゆうべき椎茸棟の建て替えと作業棟の屋根の防水工事と併せて側面壁の補修と塗装に着手し利用者の安全確保と職員の執務環境の向上を図るとともに事業の終期30年といわれている今日これを機に経験と実績に培われた当法人の新たな灯火を求め更なる一步を踏み出します。

III 施設の運営

1、利用者の確保について

- ・ 施設利用定員 50名 平成26年4月1日現在(予定) 現員57名
- ・ グループホーム定員 9名 現員9名

これからも当園の特徴を生かしながら、また、特別支援学校、関係機関や各種団体に対して広報や交流を積極的に行い25年度以上の利用者の確保に努めます。

また、将来を見据えた利用者と保護者からの課題の解消と経営安定化のためくすくすホームの職員の職員配置やサービスの内容を精査しニーズに応えます。

特に、保健師・看護師を配置し利用者への個別指導と支援による生活習慣病の予防対策と持病の悪化防止対策の強化に努めます。

2、組織体制の充実と職員の適正配置について

組織改革の実を挙げるため常に利用者本位の視点に立った福祉サービスが十分に提

供できるよう、業務内容、業務量及び利用者の状況等を分析検討し職員の適材適所の配置に努めるとともに支援事業や事務事業の責任体制と将来を見据えた業務の進行管理の確立に努めます。また、一昨年より法律が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されサービス提供職員については、人員配置基準を確実に遵守して、2事業（就労継続支援B型及び生活介護）の充実・強化を図ります。

特に、一昨年4月1日に宗像市より指定を受けた特定相談支援事業も具体的な業務とし付加され相談者のニーズに適宜・的確に答えるため組織を挙げて取り組みます。

3、会議等について

施設の適正な運営と職員の資質の向上を図るため、次の会議を定例的に開催し、指示命令の徹底、情報の共有、意思の疎通を図ります。また、本年度は昨年度以上の各種事業等の増加が予想されますので適切な支援計画を策定し、諸問題の整理、研究、協議など、いままで以上に職員の意識改革を進め、福祉専門職としての能力が図られるような会議の開催等に努めます。

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| (1) 運営会議：毎月第4火曜日 | 理事長・管理者・幹部職員3名 |
| (2) 職員会議：毎月第1及び第3水曜日 | 管理者・職員 |
| (3) ミーティング：毎朝（午前8:45～9:00） | 管理者・職員 |
| (4) 支援員等会議・研修：偶数月 | 支援員 |
| (5) くすくすホーム運営会議：適宜 | 保護者代表・世話人・夜間支援員・管理者・職員2名 |
| (6) 給食運営会議：年2回 | 委託業者（担当・栄養士・調理員）管理者・職員2名 |

4、職員の資質の向上

社会情勢の変化に対応するため新体系2事業への特化と特定相談支援事業の追加で、事業運営が変わり、業務及び経営にも大きな変化が予想されます。この変革期をチャンスととらえ質の高い福祉サービスの提供を図るため、職員一人一人が意識改革をし、利用者へのサービス提供に対する姿勢や専門性など、その資質の向上と福祉専門職としての自己研鑽に努める必要があります。したがってサービス提供に対する企画、立案や自己啓発、外部研修、研究協議会、他施設との交流などへの参加を積極的に行なうとともに、福祉専門資格の取得にも積極的にチャレンジできるよう当法人としても各研修等に対して、積極的に参加できるよう支援します。

特に、昨年のOA研修の効果が業務遂行に確実に担保されましたのでパソコンの機能を活用し支援に繋がるよう各種のニーズに応えます。

また、外部研修の機会を確保するなどして、職員のより一層の意識改革と専門職としての資質の向上を図ります。

IV 利用者の支援及び特定相談支援事業

1、利用者支援の基本方針について

- (1) 利用者が愛に包まれ、真に幸せを感じる園づくりを行います。
- (2) 園は、利用者の自立の場として、生活自立の場、福祉的就労の場、一般企業等への就労の促進の場を目指し、生きがい追求の場として支援します。
- (3) 園は、地域のバックアップで設立された経緯を踏まえ、地域の福祉分野の中核となるよう努めます。
- (4) 重度、重複、高齢化が進む利用者の現状に対応できるよう環境整備を行います。
- (5) 支援員は、福祉専門職として、資質の向上に努め、利用者のニーズに合わせた事業の企画などを立案し的確なサービスを行います。

以上の基本方針の下に、くすの木園利用者、宗像市在住他事業所利用者及び各支援学校卒業者を対象として依頼のあったサービス等利用計画書の作成を行っています。

なお、今年度中には、くすの木園利用者をはじめとした全障害者に対し計画の作成が求められています。

特に、本館内に、相談室を常設しあらゆる障害を持った利用者や家族が「こうありたい・このような生活がしたい」と思う生き方が実現できるよう一緒に考え利用者の持つ力を最大限に発揮できるよう支援します。

2、支援事業

テーマに沿ってより特徴ある事業を展開していきます。

(1) 就労継続支援B型事業

●ハートワーク班

☆ テーマ：【安全に心がけ安心できる生産活動を行いながら、個々の個性を伸ばし、体調管理に努める。】

目 標

・生産活動を基本として、個々にあった作業技術、能力、工賃の向上を図り、達成感、働く喜びを感じられるように支援します。

また、挨拶、言葉遣いの訓練を行い社会性の向上を目指します。

作業内容

- ①椎茸栽培、②アルミ缶潰し、③セラシート作業、④公園清掃、⑤除草作業、⑥ミニ門松製作、⑦乾燥野菜作り（椎茸・大根・かぼちゃ・人参など）、⑧カルテシールはがし、⑨リサイクル作業

訓練・支援内容

- ①生産活動を通じ、個々の作業技術及び能力の向上を目指します。
- ②毎朝のミーティングを通して挨拶の訓練及び話を聞く訓練を行います。
- ③ラジオ体操を行う時間を設け、健康維持に努めます。

- ④年2回程度の園外での買い物実習を行い、自己で金銭を扱う機会を設けていきます。
- ⑤定期的な販売会に出向き、コミュニケーションの向上を図ります。
- ⑥園外作業での地域との交流を通じて挨拶能力及び社会性の向上を図ります。
- ⑦秤を使用した計量訓練を行い、目盛りを理解する能力の向上に努めます。
- ⑧加工食品を試験的に製造し、園内販売や地域の売り出しにも出店します。
- ⑨食進会等や食品製造の専門機関と連携し、新たな産品を研究、模索して試験的な製造を始めます。

● フロンティア班

☆ テーマ：【まじめに美味しいパン作りを利用者主体で実行していく】

目 標

- ・毎日、元気にパンづくりやリサイクル作業を行っていくために、健康維持と仲間を思いやる心を大切にすることを目標とします。

作業内容

- ① パンや菓子の製造
- ② リサイクル作業（3週間に1週）
- ③ 必要に応じて園外実習等

訓練・支援内容

- ① 作業中の個々の役割を明確にして、責任感の向上を目指します。
- ② 毎日、体操や運動をする時間をつくり、健康維持を図ります。
- ③ 社会性の向上のため、利用者主導で園外レクレーションを企画し、年2回実行します。
- ④ 多くの収入を得る喜びを実感できるように、日々まじめに取り組む意識を引き出します。
- ⑤ 地域との交流を図るため、園外での販売会やパンの納品の機会を増やします。
- ⑥ 必要に応じて、園外実習に取り組み、就労・生活支援センターやハローワークとの連携を取り、就労支援をおこないます。
- ⑦ 就職後も定期的な職場訪問や園の行事等へ誘い定着支援をおこなっていきます。

(2) 生活介護支援事業

☆ テーマ：【個々を生かした愛にあふれるスマイル支援】

目 標

- ・健康で楽しい生活が維持できるような園生活に努めます。
- ・生産活動・リハビリ訓練・創作活動のバランスを考えつつ、個性を大切に本人の生きがい、自立に繋がる体験をメニューに取り入れる工夫をします。

- ・授産活動に参加することで工賃を得る喜びを感じてもらい、作業を通じて意欲・集中力・持続力を高めることに努めます。
- ・機能訓練を通して身体機能の維持に努めます。
- ・創作活動を通じて自分が楽しみ、仲間と過ごす楽しさを知り協力し合う力や連帯力を養うことに努めます。
- ・個々のニーズに合わせて自立訓練に努めます。
- ・個々の健康管理にも重点を置いたサービスに努めます。

作業内容

- ①菓子箱組み立て②箸入れ③ペーパーナプキン折り④歯科治療用ガーゼ折り
- ⑤EM ポカシ作り⑥DM 入れ⑦健康玄米ニギニギ棒玄米入れ⑧セラシート作り

訓練・支援内容

- ① 作業支援を基本におきながら日常生活の支援を行います。特に、日常生活に関しては相談を受けながら助言及び指導を充実させます。
- ② 機能訓練ではOTによる週一回のリハビリを充実させます。
- ③ 書画、音楽、運動のグループに分かれて月に1回創作活動をおこないます。
- ④ 毎朝のラジオ体操やウォーキングで健康維持に努めます。
- ⑤ 季節感を取り入れた行事や外出等を行います。(花見、七夕、紅葉狩り,節分)
- ⑥ 個別の自立訓練をリハビリ活動と連携しながらおこないます。(お金の学習、手先の訓練、家事練習、数の概念の学習、発声訓練等)
- ⑦ 個別の家庭学習にも家庭と協力して支援していきます。

(3) 特定相談支援事業

☆ 障害者総合支援法により平成27年4月1日までに障害福祉サービスを利用する全利用者が(知的・精神・身体等)サービス等利用計画書作成の対象となり、宗像市においても相談体制の強化が急務となっております。

くすの木園では、このような市の要請に呼応し昨年の4月より宗像市特定相談支援事業を立ち上げました。

現在、くすの木園利用者、宗像市在住で他事業所利用者及び各支援学校からの依頼を受け計画相談事業を行っています。

くすの木園の本館内に相談室を常設し更なる外部からの依頼や在園している園利用者すべてのサービス等利用計画に着手し利用者や家族が「こうありたい・このような生活がしたい」と思う生き方が実現できるよう一緒に考え利用者の持つ力を最大限に発揮できるよう支援します。

業務内容

計画相談支援

- ① サービス利用支援（サービス等利用計画書の作成）
- ② 継続サービス利用支援（モニタリングの実施）

基本相談支援

- ① 障害者本人や保護者からの相談対応

3、社会参加促進事業について

通所生活に潤いと変化をもたらすために、スポーツ・芸術文化活動・レクリエーション等を行うことにより、教養や情操を高めること及び、喜び、楽しさまた、健康維持と健康促進などを目的に種々の行事を行います。その主なものは次のとおりです。

- ・ 5月（遠足）・6月（4施設親善スポーツ大会・日帰り旅行）・11月（30周年記念園祭）・12月（観劇会、餅つき大会）・1月（新春の集い・利用者、保護者、職員）
- ・ 月1回ヨーガ及びクラブ活動（ドライブ、カラオケ、水泳、太鼓、ウォーキング、調理、体操等）

4、緊急家庭支援システムについて（平日・休日預かり）

当園独自の取り組みとして、保護者が仕事や病気等により家庭において一時的に利用者の世話が出来ない状況にあるときは、他の福祉施策を利用するまでの間、次の条件で支援します。

- (1) 支援理由： 病気、出産、事故、災害、失踪、外出、転勤、付添い看護等
- (2) 支援員： 生活支援員等
- (3) 利用時間：（平日・17：00～20：00）（休日8：00～20：00）
- (4) 利用料 施設使用料1日300円
- (5) 支援料 1時間700円
- (6) 食事代 実費(500円程度)

5、健康(危機)管理

施設やホームにおいて食中毒、感染症、医薬品、飲料水、その他何らかの原因により生じる利用者の健康被害の発生予防には、細心の注意を払うとともに、また、重大な健康被害が発生した場合には健康危機管理マニュアルに基づき各関係機関との連携を図りながら拡大防止、治療等に関する処置を迅速かつ適切に行ないます。

また、看護師2名を各日ごとに配置し健康維持対策と緊急事態に即応したAEDの導入による取り扱い研修や消防署の救急救命講習会にも職員を積極的に参加させ緊急時の対処策を講じております。

特に、利用者の加齢による重度障害及び重複障害が進展していることから、主治医、嘱託医、家庭との連携を密にし、毎日の検温をはじめ適宜に検尿を実施し健康管理に努めます。

1月開所したくすくすホームでは、保健師・看護師を配置し健康メディカルチェックを毎週水曜日に実施するとともに月1回の尿検査を実行し定期健康診断でも多かった生活習慣病の健康相談を実施し速やかな体質の改善に努めます。

なお、当園においては、次の検診を実施します。

- (1)定期健康診断(9月)
- (2)嘱託医による内科検診・健康相談(2月)
- (3)宗像歯科医師会による歯科検診(9月)
- (4)くすくすホームでの健康メディカルチェックと健康相談

6. 安全対策について

施設の運営上、利用者の安全対策は不可欠です。このため、日ごろから利用者の行動等には十分注意を払うとともに、施設設備及び器具、什器や危険箇所の安全点検を実施します。また、年2回(11月と2月・宗像地区消防本部職員による指導)の訓練と火災及び地震の防災講習、宗像署と宗像交通安全協会との交通安全教室及び自動車の始業点検や毎月1回の整備点検を実施しています。

毎月第1金曜日には、車の洗車の実行及び安全運転の徹底と啓発並びに施設内の安全な管理運営に関連した緊急連絡網の整備等安全対策上の必要な措置を講ずるとともに、利用者及び職員の危機管理意識の徹底を図ります。

増員されたくすくすホームでは、夜間の地震・火災を想定した夜間訓練や消火器の取り扱いについて世話人や夜間支援員との連携が取れるよう避難訓練を実施します。

特に、宗像市とは災害発生における福祉避難所の設置運営に関する協定を平成24年12月28日に取り交わし災害発生時の要援護者等の日常生活に支障がないよう寄与することにしております。

V グループホーム(くすくすホーム)の運営について

ホームの運営にあたっては、社会福祉法人宗像会運営規程、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(共同生活援助)事業所くすくすホーム運営規程、くすくすホーム世話人行動指針及びくすくすホーム夜間支援従事者の配置等を通じて障害者の安全や人権を遵守して援助事業の円滑かつ適正な運営に努めます。

また、当園くすくすホーム保護者会とは、よりよい環境のもとで利用者が満足した生活が出来るよう協議を重ね、意義ある会の運営に努めます。なお、利用者の自立の場、個人生活の場も考慮した支援計画を作成し支援をします。

VI 地域福祉の推進

施設設立の経緯を踏まえ、地域福祉の中核となるよう努め、その一環として次の事業を行います。

1、日中一時支援事業の受託について

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月1日より通所施設の短期入所事業は、日中一時支援事業(地域生活援助事業)として、市町村事業に再編されました。現在、宗像市及び福津市とあらかじめ委託契約を締結して、委託に基づき高等部の夏・冬休みを中心に利用者を受け入れています。

施設利用につきましては、実施要綱、委託契約等に留意して事業目的に沿って適正に運営をしていきます。

2、実習生、見学者の受け入れについて

将来の福祉の担い手を育成する使命もあり毎年各大学校や福祉従事者養成機関、市外からの普通学校、特別支援学校関係者、宗寿園ケアスクール、市内中学校等の職場体験や宗像市ボランティアセンター研修などの実習生や見学者を受け入れています。今年度は、実習指導者の有資格者が1名増えたこともあり可能な限り受け入れをし、研修の実施機関として、また、福祉に関する啓発施設としての使命を果たしたいと考えています。

3、ボランティアとの交流について

生活自立支援及び作業自立支援や行事、余暇活動を実施するうえで、ボランティアの皆さんの果たす役割は大きいものです。特に長年にわたって関わりのあるボランティアの会(アロー)の皆さんとの交流を、より一層深めていきます。

今年度は、ボランティア講座を開催し新しい会員の発掘をしていきます。

また、宗像市ボランティアセンターとの連携を大切に地域との交流を積極的に図ります。

4、地域との交流について

- (1) 地域に信頼され、開かれた施設として、また、地域福祉に貢献する施設としてその役割を果たすことは施設の使命です。このため行事等の機会を通し生産製品の販売、購入の協力をします。
- (2) 施設行事(餅つき大会・30周年記念式典)への案内をします。
- (3) クリーンアップ宗像運動(昨年は市長から感謝状の授与があった。)への参加をします。
- (4) 地域の清掃活動の実施に協力します。
- (5) 改修になった本館壁面をギャラリー化して市民等に開放し地域との交流を促進します。

VII 保護者との連携

- 1、目的:園に対する円滑な運営に資するため、助言及び援助
- 2、事業:総会・30周年記念行事(家族参加)・研修会・餅つき(家族参加)
・新春の集いへの協力

方針

☆ 3 (栗・かき・うめ) グループ分けをし、それぞれのグループごとに実施する。

リハビリ訓練の基本目標

- ① 基礎体力の維持向上
- ② 正しい姿勢を保つ
- ③ 明瞭な言葉や嚥下障害の予防を図る
- ④ 円滑なコミュニケーションを図る
- ⑤ 運動は身体の部位の認識と姿勢や正確な運動指導をする
- ⑥ 数字文字の学習は10までの数の学習をする
- ⑦ 社会性については、他者への配慮が出来るよう指導をする

※ くりグループ

- ① 各自に応じた丁寧な指導をおこなう
- ② 体操も個々に応じておこなう

※ かきグループ

- ① 数の認識 (1～10)
- ② 大きさの認識の学習

※ うめグループ

- ① 数の認識 (1～20)
- ② 数の学習や大小の認識の学習
- ③ 身体のバランス訓練を取り入れる

*今年度は、縄を利用した運動を取り入れ、歩行やバランス訓練を行う

*床運動も状態をみながら取り組む

④ 互いのコミュニケーションが取れるよう活動を取り入れる

1年の計画

4月・・・体力測定	10月・・・行進の練習
5月・・・風船バレー大会	11月・・・パターゴルフの練習
6月・・・ボーリングの練習	12月・・・パターゴルフ大会
7月・・・ボーリング大会	1月・・・すごろく
8月・・・ころがし卓球	2月・・・発表会の練習
9月・・・体力測定	3月・・・リハビリ発表会

月間の計画

- 第1週・・・上肢の訓練
- 第2週・・・学習（数等）
- 第3週・・・行事
- 第4週・・・下肢訓練（縄を利用した運動）

実施日

毎週火曜日 10時～

予定表

10:30	くりグループ
11:30	
12:00	昼食
13:00	かきグループ
14:00	うめグループ
15:00	ミーティング

リハ訓練の詳細

- ・ストレッチ体操
- ・棒体操（音楽に合わせて行う）
- ・下肢筋肉強化訓練
- ・レクリエーション（パターゴルフ・輪投げ・お手玉投げ等）
- ・個別訓練（腰痛体操・言語・運動療法等）

平成 26 年度 年間行事予定表

日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
2	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
3	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
4	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水
5	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木
6	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金
7	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
8	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
9	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
10	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
11	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水
12	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木
13	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金
14	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
15	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
16	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
17	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
18	金	日	水	金	月	木	土	火	水	日	水	水
19	土	月	木	土	火	金	日	水	木	月	木	木
20	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金
21	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
22	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
23	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
24	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
25	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水
26	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木
27	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金
28	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
29	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
30	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
31	土	日	水	木	日	金	月	土	水	土	火	火
摘	支援計画中間報告 (継続B・生活介護)											
要	利用者・職員除草											

23 22 24 20 22 22 22 21 24 269

※ 今年の11月23日(勤労感謝の日)24日(振替休日)は開園となります。

※ 年度途中、行事の変更があるかもしれません。